

港湾維持業務 特記仕様書

第1条 施行管理等

1. 施行写真は、同一箇所で行前・施行状況・施行後を対比させて添付し、20箇所程度とすること。(小規模箇所については、この限りではない)
また、運搬状況、処分場搬入状況を撮影すること。
2. 飛散防止が必要な箇所では、現場条件に合わせ、以下のいずれかの飛散防止対策を実施すること。
 - ①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈り機を使用。
 - ②ベニヤ板、飛散防止用ネット等の防護材を使用。
 - ・草刈り機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈り機に追従させる。
 - ・歩道の縁石際等、草刈り機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、幅の広い防護材を使用する。
3. 除草・集草完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
4. 草木類の運搬時においては、シート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底させること。
5. 除草完了時には、出来形図及び数量表を提出し、監督員の検査立会を受けること。

第2条 草木類の搬出等

1. 受注者は、草木の処分に先立ち、様式1 一般廃棄物処理計画書を提出、協議し監督員の承諾を得ること。また、処分完了後に様式2 一般廃棄物処理調書を作成し提出しなければならない。
2. 草木類の運搬については、元請が行う場合は業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項 一般廃棄物の収集運搬業の許可）が不要であるが、下請（再委託）する場合は下請業者に業許可が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。
3. 草木類の搬出先については、次の場所への搬出（処理）を見込んでいる。
なお、受注者は事前に受入れ場所と受入れ条件等の協議を行い、的確な処理が可能であることを確認し搬出すること。
除草の詳細な作業行程を作成し、事前に監督員に提出をして、搬出に係る日時の協議を行い、他の県工事との調整により搬出を行うものとする。

種類：草

受入場所：阿南市橘町小勝1番地5 エコパーク阿南

受入条件：県発注業務の草刈の搬入は2t車で4台/日まで

搬入時の状態は野積み

搬入の台数を超える場合は数日の搬入を停止することがある

受入時間：午前 8:30~12:00 午後 1:00~4:00（事前確認が必要）

4. 草木類の搬出先について、上記以外の場所（廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可を受けている箇所に限る）へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議すること。
5. 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書または計量表の写しを監督員に提出しなければならない。
6. 処分費用は実数重量により変更契約を行うことができる。
7. 草木類の取扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

第3条 現場責任者

1. 受注者は、現場責任者を定め、契約締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面（現場責任者届）をもって発注

者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

2. 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第8条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。
3. 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
4. 現場責任者は、現場作業の開始から終了の日の期間は、この業務に専任するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え、監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し、安全かつ円滑に業務を遂行するよう努めなければならない。
5. 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する管理技術者・主任技術者（下請けの場合も含む）、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。
また、専任を要しない請負工事の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の扱いとする。

第4条 休日・夜間等作業

1. 受注者は、官公庁の休日、又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出すること。
2. 受注者は、休日又は夜間に作業を行う場合は、「事故発生時連絡者届出書」を作業を行う前日までに監督員に提出すること。

第5条 事故報告書

1. 受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、徳島県の「土木・建築施設の建設工事等に係る事故対応マニュアル（受注者用）」に基づき直ちに監督員に通報するとともに、事故報告様式を監督員に提出しなければならない。

第6条 資材価格高騰に対する特例措置

1. 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象である。
2. 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名 (生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

- ※ 1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
＜直接的な雇用関係＞現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※ 2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ、ハ及び第 1 5 条第 2 号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第 7 条第 2 号ハ及び第 1 5 条第 2 号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書
の写しを、建設業法第 7 条 2 号イ、ロ及び第 1 5 条第 2 号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。